

令和8年 第7回 高鍋町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年7月28日(火) 午後2時から

2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室

3. 出席委員 農業委員 6名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番	長友 和也	2番	坂元 洋子	3番	上野 光正
5番	永友 薫	6番	大脇 幸広	7番	宮越 美秋

農地利用最適化推進委員

1番	奥村 通晃	2番	久保田 伸博	3番	加藤 重利
5番	沖田 和也	6番	山本 浩司	7番	小原 拓也
8番	野口 恵亮				

4. 欠席委員 農業委員 1名
8番 幸妻 正浩

5. 議事日程

- | | |
|----|-----------------------------------|
| 第1 | 議事録署名委員及び会議書記の指名 |
| 第2 | 会期の決定(別記のとおり) |
| 第3 | 諸報告 |
| 第4 | 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 第5 | 議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について |
| 第6 | 議案第32号 農用地利用集積等促進計画の承認について |

6. 事務局職員	事務局長	杉 英樹	事務局長補佐	金城 朋子
	係 長	吉田 竜人	主任主事	出口 友紀

(開会14時00分)

[事務局]

本日は、幸妻会長が体調不良により欠席のため、農業委員会等に関する法律第5条第5項及び高鍋町農業委員会会議規則第2条第4項の規定により、副会長がその職務を代理することとなっておりますので、よろしくお願いいたします

す。

それでは、定刻になりました。

会議の進行を、会長の職務代理者であります宮越副会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

はい。よろしくお願いします。

ただいまから、令和8年第7回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は6名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、7名が出席です。

なお、欠席の8番、幸妻正浩委員からは、欠席届が提出されております。

本日は、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申しあげますので、よろしくお願いいたします。

これより、議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定により、議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、1番、長友和也委員、2番、坂元洋子委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の吉田竜人係長を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり、本日7月28日、火曜日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局でございます。

2ページをお開きください。

まず、7月の業務報告について、でございます。

3日に「高鍋町新農業振興対策協議会 農政部会」が開催されております。

この会議につきましては、農振の青地の除外とか、用途変更の関係の会議でございます。

6日から7日に「農地実務担当者研修会」が開催されております。

14日から15日まで、「新任課長補佐研修」が開催されております。

21日に「農業委員会委員任命書交付式」、「推進委員委嘱状交付式」がそれぞれ行われたところでございます。

23日に「盛土規制法に係る県・市町村向け説明会」が開催されております。

7月の総会関係でございますが、21日に第1回の臨時総会、その後に全員協議会を開催しております。

22日に現地調査を行いまして、本日28日が定例の総会となります。

続きまして、8月の業務計画でございます。

4日の「西都児湯市町村農業委員会連絡協議会 臨時総会」が西都市で開催されます。

この臨時総会におきまして、西都児湯の連絡協議会の会長が変更となります。

任期は3年となりますが、令和8年から10年につきましては、木城の農業委員会会長が西都児湯の会長に、都農の会長が副会長になる予定でございます。

5日に「高鍋町議会 臨時会」が開催されます。

同じく5日に「農業者年金加入推進特別研修会」が開催されます。

18日から19日まで「新任係長研修」が開催され、吉田係長が出席します。

20日に「新任農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会」が開催されます。

同じく20日に「防衛協会高鍋町支部 定期総会」が開催されます。

8月の総会関係になります。

20日が現地調査で、28日が総会の予定です。よろしく申し上げます。
業務報告と計画は、以上でございます。

3ページを御覧ください。

続いて、県進達経過報告です。

令和8年6月29日、農業委員会総会承認分です。

農地法第4条申請、〇〇〇〇さんの一般個人住宅敷地の件は、令和8年7月13日付で許可となっています。以上です。

4ページをお開きください。

「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 ほか3筆
所有者 〇〇〇〇
届出人 〇〇〇〇

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 ほか5筆
所有者 〇〇〇〇
〇〇〇〇
届出人 〇〇〇〇

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 ほか1筆
所有者 〇〇〇〇
届出人 〇〇〇〇

続きまして、「農地法第18条の規定による合意解約の通知について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑
貸付人 〇〇〇〇
借受人 〇〇〇〇

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 ほか6筆
貸付人 〇〇〇〇
借受人 〇〇〇〇

6ページになります。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番** 田 ほか1筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番** 田 ほか1筆
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

以上です。

[議長]

ただいまの報告、2ページから6ページについて、何か御意見、御質問等はありませんか。

質問がないようなので、これで諸報告を終わります。

日程番号4、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。7ページをお開きください。

議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番 所有権移転 有償

農地の所在 大字○○字○○***番*

登記簿地目 宅地 現況地目 畑 ほか2筆

計2, 623.15㎡

渡し人 ○○○○

受け人 ○○○○

受け人である○○○○氏は、今回初めて高鍋町内で農地を取得し、新規就農者として営農を開始するため、12ページに農業経営計画書を付けております。

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい。担当委員が私になりますので、議長席から説明させていただきます。

農地法3条の規定による許可申請についてです。

譲渡人の○○○○さんから、受け人の○○○○さんへの有償の所有権移転でございます。

申請地は、資料の9ページをそのまま横にしたような感じで、○○と書いてある、その下の○○線、これは○○から堤防沿いを通っている県道○○線になるのですが、その○○線と書いてあるところの少し手前から下りていくような道路がございます。そこをずっと道なり進んでいった右側に、斜線で囲んであるのが今回の申請地になります。

現地を確認したところ、草が生えていました。

奥にサトイモ、サツマイモ等が植えてあるのは確認できました。

〇〇〇〇さんは、〇〇の仕事をしながら週末を中心に農作業をする兼業農家といった感じでございます。

また奥様も、週3日程度は手伝う予定にあるそうです。

今回の案件は、〇〇〇〇さんが離農し〇〇〇〇さんが就農するということで話がまとまった件であります。

面積は2, 623. 15㎡で、対価は〇〇〇〇円です。

3筆が一つにまとまっていました。

それから先ほど事務局からも説明がありましたけど、12ページから15ページまで農業経営計画書を載せてあります。

12ページの現在の農業経営の概要や、経営農地の状況、所得予定の土地、作付計画、本人・世帯員の状況、営農に必要な農機具の所有状況及び取得計画などが記載されています。内容は、お目通しをお願いしたいと思います。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

推進委員から、補足することがありましたらお願いします。

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。6番。

宮越委員の説明に補足することはございません。以上です。

[議長]

事務局から、補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。11ページをお開きください。

農地法第3条、調査書を付けております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得及び周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。

また、農業経営計画書の内容にも問題はないと思われます。以上です。

[議長]

はい。ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問等はございませんか。

質問もないようなので、採決いたします。

それでは、本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。

ありがとうございます。原案のとおり許可することに決定いたしました。

2番の案件につきまして、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

7ページをお開きください。

2番 所有権移転 無償

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記簿地目 田 現況地目 田 面積 298㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

3番。

[3番]

はい。それでは説明をいたします。

7ページの2番、所有権移転の無償になります。

7ページを見ていただきますと、〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの無償による所有権移転ということが書いてあります。

場所は、資料の17ページを見ていただきますと、上に斜めにあるのが県道〇〇線です。左上に行くと〇〇に行くのですが、〇〇を〇〇側に行って、右側に〇〇というのがありまして、左側に〇〇があります。〇〇のそばを通過して、〇〇の方へ行くわけですが、西側へ約250m進んだ道路の左側が申請地です。

現在は、稲が植えてありました。

譲受人の〇〇〇〇さんは、〇〇とか〇〇地区で長年にわたって水稻を栽培しておりまして、今回の申請は経営規模の拡大ということでございます。

今回の権利取得によりまして、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保には、支障は生じないと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

[議長]

推進委員から、補足することがありましたらお願いします。

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番。

上野委員の説明に付け加えることはございません。以上です。

[議長]

事務局から、補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。19 ページをお開きください。

農地法第 3 条、調査書を付けております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得及び周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問等はありませんか。

それでは、質問もないようですので採決をいたします。

本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。

はい。ありがとうございます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程番号 5、議案第 31 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。20 ページをお開きください。

議案第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目 田 現況地目 田 500㎡

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、一般個人住宅敷地です。

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

1 番。

[1 番]

はい。説明をさせていただきます。

申請地につきましては、22ページに地図がありますので、そちらを御覧ください。

〇〇地区の〇〇から、東側に〇〇ありますけども、その道路の反対側にアパートがあります。そこを入りまして、20mほど行ったところの農地になります。

面積500㎡ということで、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんにつきましては、親族親戚関係にあるということで、贈与による所有権移転で、宅地化の目的になっています。

町道の高さとの段差が今かなりありますので、町道の高さまでの1m分盛土を行って平屋建ての個人住宅を建設予定ということです。

盛土に伴いまして、敷地境界にブロックを設置されるとのことで、家庭排水は合併浄化槽を通して、町道側の用水兼用の排水路へ流すということで、地元水利組合長立会いの下、承諾を受けておられます。

現地を確認しましたところ、盛土につきましては、町道との段差をなくすための盛土のように見受けられますので、問題はないかと思いますが、南側には水田が残っておりますが、日照障害を含め耕作に支障がないように見受けられました。説明は以上です。

[議長]

事務局から、補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は都市計画区域で、用途区域が第1種住居地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

土地改良区、水利組合の受益地ではなく、埋蔵文化財の包蔵地にも該当しておりません。

本件につきましては、21ページから23ページのそれぞれの図に申請地の位置を示しております。

24ページを御覧ください。

長友委員からの御説明のとおり、ページ左側、申請地北側は既に宅地となっておりまして、こちらには既にブロック塀が設置されております。

申請地東側、ページの上側と南側、右側、こちらにつきましては農地と隣接しておりますので、盛土を行うにあたりブロック塀を新設しまして、土砂、雨水の流出を防止いたします。

排水につきましては、長友委員からの御説明のとおりです。

なお、盛土について補足をさせていただきますが、宅地造成において約1mの盛土を予定されておりますが、盛土規制法の規制の対象になる規模ではないことを確認済みです。

建築の費用につきましては、譲受人の住宅ローンで対応されます。申請書に融資証明書が添付されておりまして、資金面で問題がないことを確認済みです。以上、補足です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

質問もないようなので、採決をいたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

はい。挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号6、議案第32号「農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

まず、所有権移転からです。

1番から2番まで、2件の案件につきましては、譲受人が奥村通晃推進委員、本人の同一経営に関する案件でありますので、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、奥村通晃推進委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

奥村通晃推進委員は、退室をお願いします。

【奥村通晃推進委員 退室】

それでは、1番から2番まで、2件の案件につきましては関連がありますので、一括して事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。説明いたします。

25ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 846㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

続きまして2番、農地の所在等につきましては、1番と同様です。

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番。説明いたします。

農地中間による所有権移転となっており、即売りタイプとなっております。

〇〇〇〇さんから農業振興公社へ売り渡すものとなっており、その農地を公社から〇〇〇〇さんが買い受けるものとなっております。

場所は、〇〇になります。

〇〇〇〇さんは、甘藷、大根を生産されている認定農業者です。

場所は、〇〇を上がって〇〇があるのですが、そこを右折してずっと行くと〇〇の〇〇があり、そこを過ぎたら〇〇ということ交わる場所をずっと進んで行った右側の角になるのですが、その先と交わる場所となっております。

現地を確認したところ、芋が植えてありました。

〇〇〇〇さんから公社へは〇〇〇〇円で売買されており、手数料が掛かるので公社から〇〇〇〇さんへ売り渡すときは〇〇〇〇円となっております。

予定は令和8年9月1日となっております。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようなので、採決いたします。

採決につきましては、1件ずつ採決することといたします。

1番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

はい。挙手全員と認めます。

よって1番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって2番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

奥村通晃推進委員は、席へお戻りください。

【奥村通晃推進委員 入室】

次の3番から4番まで、2件の案件につきましては、幸妻正浩委員、本人に関する案件でありましたが、本日欠席のため、このまま進めさせていただきます。

3番から4番まで、2件の案件については関連がありますので、一括して事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。25ページをお開きください。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 ほか5筆 計2,687㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

続きまして4番、農地の所在等につきましては、3番と同様です。

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 幸妻 正浩

担当推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。〇〇〇〇さんから、農業振興公社に売り渡しです。

場所が、〇〇地区の南側200mぐらいの山手になります。

現在、お米が植わっていました。

〇〇〇〇さんから公社への売り渡し価格が〇〇〇〇円です。

4番も同じところで、農業振興公社から幸妻さんへの売り渡しです。

田んぼで対価は〇〇〇〇円で買い取りだそうです。以上です。

[議長]

1つ、奥村さんいいですか。

[推進委員1番]

はい。

[議長]

対価もいいのですが、この総面積も言ってもらおうと、それに対して幾らというのが分かると思います。

10aあたりにすると、計算しないといけないから難しいのだけど、6筆の2, 687㎡に対して〇〇〇〇円と言ってもらおうと分かりやすくなっていいです。

[推進委員1番]

分かりました。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問等はありませんか。

質問もないようなので、採決いたします。

採決につきましては、1件ずつ採決することといたします。

3番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

はい。挙手全員と認めます。

よって3番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

4番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって4番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

5番の案件については、受け人が小原拓也推進委員、本人である案件でありますので、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、小原拓也推進委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

小原拓也推進委員は、退室をお願いします。

【小原拓也推進委員 退室】

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。26ページをお開きください。

5番 農地の所在 大字○○字○○*****番*

畑 ほか2筆 計12,134㎡

渡し人 ○○○○

受け人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

2番。

[2 番]

はい。2 番、説明します。

公社の特例事業、一時貸付タイプを利用して、〇〇〇〇さんの所有の農地を公社が購入し、その農地を小原さんが借りる所有権移転です。

申請地は〇〇で、〇〇線の〇〇を過ぎ、〇〇反対側、北側に進み、〇〇を西へ進んで右折して、〇〇の苗床のハウスのその隣西側にあります。

現地を確認したところ、甘藷が作付けされていました。

金額は3筆で〇〇〇〇円です。10a 当たり〇〇〇〇円です。

以上、説明を終わります。審議をよろしくお願いします。

[議長]

事務局、担当委員の説明が終わりましたが、御意見、御質問等はございませんか。

それでは、質問もないようなので、採決いたします。

5 番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって5 番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

小原拓也推進委員は、席へお戻りください。

【小原拓也推進委員 入室】

それでは、6 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。26 ページをお開きください。

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか1筆 計3, 129㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

担当推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。〇〇〇〇さんから、振興公社さんへの有償移転です。

場所は〇〇地区で、〇〇の〇〇の裏手になったと思います。

現在、飼料米が植わっておりました。

面積が 3, 1 2 9 m²で、金額が〇〇〇〇円となっております。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

質問もないようなので、採決いたします。

6 番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって 6 番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次の 7 番から 8 番まで、2 件の案件については関連がありますので、一括して事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。27 ページをお開きください。

7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 畑 5, 5 5 2 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

続きまして 8 番、農地の所在等につきましては、7 番と同様です。

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

はい。6 番、説明いたします。

この案件は、宮崎県農業振興公社の特例事業即売りタイプとなっております。

〇〇〇〇さんの農地を公社が買い入れ、その農地を〇〇〇〇さんへ売り渡すものです。

〇〇〇〇さんは、〇〇や千切り大根などを生産されている認定農業者です。

場所は、10号線を〇〇に向かいますと、右側に〇〇さんがあります。その手前を右折して100mまでは進まないのですが、左側に〇〇がございます。そこを左折して道なりに進んでいくと、右側の宅地が途切れたところに〇〇がございました。

現地は今言ったとおり〇〇が植わっていて、本人が炎天下の中、肥料を撒いておられました。

面積は5,552㎡で、〇〇〇〇さんから公社へは〇〇〇〇円、公社から〇〇〇〇さんへは〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

採決につきましては、1件ずつ採決することといたします。

7番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって7番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

8番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって8番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次の9番から10番まで、2件の案件については関連がありますので、一括して事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。27ページをお開きください。

9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか3筆 計14,863㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

続きまして10番、農地の所在等につきましては、9番と同様です。

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 〇〇〇〇

担当推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

区域が違うので、それぞれの説明をお願いしたいと思います。

最初に推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。申請番号9番、10番について説明します。

〇〇〇〇さんから、公益社団法人宮崎県農業振興公社に所有権を移転するということで、対価につきましては、4筆、14,863㎡で〇〇〇〇円です。

その土地を〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇円で買い受けるということでありま

す。

〇〇〇〇さんは、〇〇の認定農業者で、〇〇や切り干し大根を生産しています。

場所は、〇〇地区、〇〇で、〇〇をしている周辺になります。

10号線の〇〇から、〇〇に上がって行き、ちょうど上り切ったところに右側にソーラーがあるのですが、そのすぐ横の〇〇とそちらに曲がらずに〇〇の方に真っすぐ100mぐらい行くと、左に〇〇の看板がちょうど出ているその手前の〇〇になります。

現在も〇〇が栽培されていました。以上です。

[議長]

はい。次に推進委員6番。

[推進委員 6 番]

はい。6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を介して〇〇〇〇さんへの即売りタイプとなります。

説明は割愛させていただきますが、場所は先ほど説明した、〇〇さんから、東へ真っすぐ行くと左側に〇〇と〇〇がございます。そこを直進して十字路の大通りに出ると左側、その十字路の手前左側です。そこに 2 筆が 1 筆になってございました。

現地は、〇〇が植えてありました。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

採決につきましては、1 件ずつ採決することといたします。

9 番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって 9 番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

10 番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって 10 番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次の 11 番から 12 番まで、2 件の案件については関連がありますので、一括して事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

はい。28 ページをお開きください。

11 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番**

田 ほか 1 筆 計 1, 786 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

続きまして12番、農地の所在等につきましては、11番と同様です。

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 ○○○○

担当推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。申請番号11番、12番について説明します。

○○○○さんから、公益社団法人宮崎県農業振興公社に所有権を移転するということで、対価につきましては2筆で、1, 786㎡で○○○○円です。

その土地を○○○○さんが、○○○○円で買い受けるということです。

○○○○さんは、水稻を生産されています。

場所は、2筆で1枚の田んぼになっているのですが、○○で○○前の信号を東に曲がって100mぐらい行った右側の田んぼになります。

現在も収穫前の水稻が栽培されていました。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

採決につきましては、1件ずつ採決することといたします。

11番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって11番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

12番の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって12番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、貸借権設定です。

1 番の案件につきましては、受け人が小原拓也推進委員、本人である案件なので、高鍋町農業委員会会議規則第 11 条の規定により、小原拓也推進委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

小原拓也推進委員は、退室をお願いします。

【小原拓也推進委員 退室】

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

〔事務局〕

はい。29 ページになります。

こちらが 26 ページ、申請番号 5 番に関する農地の部分になってきます。

〇〇〇〇さんの農地を公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い入れ、その農地を小原推進委員が借り入れるというものになります。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

畑 ほか 2 筆 計 12, 134 m²

渡し人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

受け人 小原 拓也

担当の委員より御説明お願いいたします。

〔議長〕

2 番。

〔2 番〕

はい。2 番、説明します。

公社から、小原拓也さんへの農地中間管理事業での貸借権設定です。

申請地は〇〇で、〇〇線の〇〇を過ぎ、〇〇反対側の北側に進み、〇〇を西へ右折して、〇〇のハウス西隣となります。

3 筆、12, 134 m²で、甘藷が作付けされていました。

賃料は年〇〇〇〇円、購入金額の 1 % です。

小原推進委員は、甘藷、ゴボウなどを生産される認定農業者です。

期間は 4 年 10 か月です。貸借期間後は、小原推進委員が購入します。

以上、説明を終わります。審議よろしくをお願いします。

[議長]

事務局、担当委員の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

小原拓也推進委員は、席へお戻りください。

【小原拓也推進委員 入室】

次の2番から6番まで5件の案件について、順次、説明を行った後に一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に一括して採決することといたします。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。30ページになります。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番 田 896㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての貸借契約です。

申請地は、〇〇地区にある〇〇から、10号線下にある道を南へ400m行くと右側に一軒家があり、そこから30m行くと左手の農地になります。

未相続農地で、相続人代表は〇〇〇〇さんです。

〇〇〇〇さんは、水稻を生産しています。

現地を確認したところ、水稻が作付けしてありました。
期間は5年間で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 ほか9筆 計17,864㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員が3名いらっしゃいます。それぞれ説明をお願いいたします。

[議長]

区域が違うので、それぞれの説明をお願いします。
最初に推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番、説明いたします。
〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇への農地中間による賃貸借契約です。
場所は、****番*が〇〇にあります。
〇〇線を〇〇方面へ進みます。〇〇を過ぎたところを左折します。約200m進んだところに、〇〇の〇〇の施設があります。そのまま進むと右側に〇〇があり、その左側排水路を挟んで現地がありました。〇〇がある畑の隣です。
甘藷が作付けされておりました。
〇〇〇〇は、水稻やキュウリを生産されている法人です。
賃料は10a当たり〇〇〇〇円で、期間は5年間ということです。以上です。

[議長]

次に、推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番、説明いたします。

3か所、圃場があり、1つ目が先ほど久保田推進委員がおっしゃった〇〇の北側に1枚あり、そこは甘藷が植えてありました。

2つ目が、〇〇の〇〇を上っていく手前の左側に2か所目があり、甘藷が植えてありました。

そして3か所目が、〇〇の会社がありまして、その南西側に圃場がありました。そこも甘藷が作付けされていまして。以上です。

[議長]

はい。次に、推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。住所が〇〇字〇〇****番*、畑で場所が、高速と〇〇の〇〇の間になります。

面積が3, 413㎡で、反当〇〇〇〇円で、5年契約だそうです。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか1筆 計15, 412㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。先ほどの〇〇〇〇さんの畑から、約100m西側に行ったところですよ。

現在、飼料が刈り取った後で、堆肥が置いてありました。

10a当たり〇〇〇〇円の契約で、期間は5年間です。以上です。

[議長]

5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか5筆 計10, 116㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。先ほどの〇〇〇〇さんの畑と隣接して、高速と〇〇の〇〇の間になります。

面積が10, 116㎡で、〇〇〇〇さんへ貸付で反当〇〇〇〇円ということです。

5年間の契約です。以上です。

[議長]

はい。6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。32ページです。

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 6, 264㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員 6 番]

はい。6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を介して〇〇〇〇さんへの賃貸借契約です。

〇〇〇〇さんは、水稻、キャベツ、白菜などを生産される認定農業者です。

場所は、〇〇が開かれる、〇〇を西の方に行くと十字路があるのですが、それを左折しまして〇〇を過ぎた隣の農地になります。現地を確認したところ、耕運されて日が経っているのか、草が生えておりました。

期間は5年で、10a 当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりましたが、御意見、御質問等はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

2 番から 6 番まで 5 件の案件について、一括して採決することといたします。

2 番から 6 番まで 5 件の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって 2 番から 6 番まで 5 件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和 8 年第 7 回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

(閉会 15 時 02 分)